

# 第5編 複合災害対策



## 複合災害対策編\_目次

## 第5編 複合災害対策

第1章 複合災害対策の総則	1
第1節 対策の方向性	1
第2章 複合災害への対応	2
第1節 予防・事前対策	2
1 複合災害に関する防災知識の普及	【防災危機管理課】 2
2 複合発生時の被害想定の実施	【防災危機管理課】 3
3 防災施設の整備等	【防災危機管理課、関係各課】 3
4 非常時情報通信の整備	【防災危機管理課、関係各課】 3
5 避難対策	【防災危機管理課、共生社会推進課、教育総務課、学校教育課、関係各課】 3
6 災害医療体制の整備	【健康政策課、健康増進センター】 3
7 災害時の要配慮者対策	【防災危機管理課、共生社会推進課、長寿応援課、保育課、市民活動推進課、関係各課】 4
第2節 応急対策	5
1 情報の収集・伝達	【本部事務局、調査財政班、地区本部、広報班、総務班】 5
2 交通規制	【施設復旧班】 5
3 道路の修復	【施設復旧班】 5
4 避難所の再配置	【本部事務局、避難所班】 5



## 第5編 複合災害対策編

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、市及び県、防災関係機関は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

市及び県、防災関係機関が複合災害に対応するに当たっての基本的な方針を次に示す。

### ① 人命救助が第一

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

### ② 二次被害の防止

各自の役割を果たすとともに、市内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

### ③ ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

## 第1章 複合災害対策の総則

### 第1節 対策の方向性

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、市内の災害対応資源（※）で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、市外や県外からの応援を速やかに確保することが重要である。

そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、市内の災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、国や他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

※ 本市域に属し、災害対応のために活用できる人や組織（行政・警察・消防など防災関係機関）、施設、備蓄、資機材などの地域資源のことを指す。

## 第2章 複合災害への対応

### 第1節 予防・事前対策

複合災害が発生した際、市民生活等に与える影響を最小限にするため、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、市内の災害対応力の的確な把握を行うとともに、国や他の自治体との応援・受援体制の確立を推進する。

本市の「予防・事前対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	主な担当
1 複合災害に関する防災知識の普及	防災危機管理課
2 複合発生時の被害想定の実施	防災危機管理課
3 防災施設の整備等	防災危機管理課、関係各課
4 非常時情報通信の整備	防災危機管理課、関係各課
5 避難対策	防災危機管理課、共生社会推進課、教育総務課、学校教育課、関係各課
6 災害医療体制の整備	健康政策課、健康増進センター
7 災害時の要配慮者対策	防災危機管理課、共生社会推進課、長寿応援課、保育課、市民活動推進課、関係各課

#### 1 複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、また、その災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関どうしで共有するとともに、市民等に対しても周知する。

##### (1) 複合する可能性のある災害の種類

本市において複合して発生する可能性のある主な災害は次のとおりである。

##### ■複合して発生する可能性のある主な災害

- 地震災害
- 風水害（風害、水害、雪害）
- 大規模事故災害  
（大規模火災、危険物等、航空機事故、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故）

##### (2) 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の2つのパターンに分けられる。

なお、いずれのパターンにしても、近隣都県や近隣市町が同時被災する可能性を含んでおり、近隣都県や近隣市町からの迅速な支援が得られない可能性がある。

##### ■複合災害パターン1

先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。

**先発災害** 巨大地震の発生 → 堤防・水門が損傷、機能低下

**後発災害** 巨大台風が直撃

**影 響** 河川氾濫が発生（荒川決壊など）

#### ■複合災害パターン2

先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。

**先発災害** 巨大地震の発生

**後発災害** 復旧・復興活動中（1年以内）に巨大台風が直撃

**影 響** 先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ、後発災害への対応の遅れ

## 2 複合発生時の被害想定の実施

市は、県が実施する、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定結果を参考に、本市における複合災害による被害想定結果を整理する。

## 3 防災施設の整備等

市は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ設定し、災害対応や業務継続性の確保を検討する。

## 4 非常時情報通信の整備

市は、防災関係機関、救急医療機関及びライフライン事業者等との間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、迅速に共有可能な通信網の整備を検討する。

## 5 避難対策

避難対策については、「第2編 第2章 第8節 第8 避難活動体制の整備」を準用する。

なお、市は、避難所の選定に当たっては、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定するよう努める。

また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。

## 6 災害医療体制の整備

災害医療体制の整備については、「第2編 第2章 第8節 第7 医療救護体制の整備」を準用する。

なお、市は複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、医療機関は自家発

電装置の設置及び設置場所の検討、飲料水・食料等の備蓄等を行うよう努める。

## 7 災害時の要配慮者対策

災害時の要配慮者対策については、「第2編 第2章 第9節 要配慮者の安全対策」を準用する。

なお、市は、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定するよう努める。

また、市は「第2編 第2章 第8節 第1 活動体制の整備」を準用し、複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。



## 第2節 応急対策

市は、複合災害が発生したとき、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、関係機関の協力を得て、以下の応急対策を実施し、市民の安心・安全な生活を確保する。

本市の「応急対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	主な担当
1 情報の収集・伝達	本部事務局、調査財政班、地区本部、広報班、総務班
2 交通規制	施設復旧班
3 道路の修復	施設復旧班
4 避難所の再配置	本部事務局、避難所班

### 1 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達については、「第2編 第3章 第3節 災害情報の収集」を準用する。

なお、市は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

### 2 交通規制

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、各道路管理者は速やかに警察署と協力して通行止めなどの交通規制を実施する。

### 3 道路の修復

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、市及び県は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

### 4 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。

市は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。

